

総合評価結果に基づく企画提案事項に関する特記仕様書
(〇〇〇〇庁舎清掃業務)

受託者は、入札の際、委託者に提示した企画提案事項について、誠実にこれを履行することとし、その履行を確保するため下記のとおり約定する。

記

1 提示を受けた企画提案事項

(1) 履行体制に関する事項

ア ビルクリーニング技能士（１級）又は実務経験６年以上を有する者の配置に関する
こと【入札時評価点：●点】

【週 15 時間以上 又は 週 10 時間以上】日常清掃に従事する者（受託者が直接雇用する者に限る。）で、かつビルクリーニング技能士（１級）の資格を有する者又は実務経験 6 年以上を有する者を配置すること。

イ 従事者人員配置量に関すること【入札時評価点：●点】

別紙「仕様書」に基づく日常清掃に従事する労働者について、１日当たりのその配置量(延配置時間)を、〇〇〇時間以上とすること。

「１日当たりのその配置量（延配置時間）」は、仕様書に基づく日常清掃（通年行う業務に限る。）に従事する土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）」に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く平日 1 日当たりの人員配置延時間（休憩時間を含まない実労働時間から算出）をいうものとする。

ただし、労働者のやむを得ない事情（急病、弔事等）や休暇の習慣が一般的な時期（ゴールデンウィーク、年末年始など）により一時的に欠員が生じ、受託者から作業日報等で適切な報告がなされた場合であって、委託者が認めたときは、上記の時間を下回ることができるものとする。

(2) 履行実績・技術等に関する事項

建築物衛生事業登録に関すること【入札時評価点：１点】

日常作業を実施する営業所等において、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号（建築物清掃業）又は同第 8 号（建築物環境衛生総合管理業）の規定に基づく登録を継続して受けること。

(3) 履行品質の維持・向上に関する事項

ア トイレの小便器及び大便器における臭い、汚れ対策【入札時評価点：２点】

受託者から提案のあった内容に基づき実施するとともに、その実施結果を、委託者に対して書面により報告すること。

イ 自主検査体制に関する事項

(イ) 自主検査における資格者の配置【入札時評価点：●点】

別紙「仕様書」に定める自主検査の実施に当たり、【建築物清掃管理評価資格者（受託者が直接雇用する者に限る。）又は建築物清掃管理評価資格者になるための資

格所有者（ビルクリーニング技能士１級、清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者又は統括管理者のいずれかの資格を有する者）（受託者が直接雇用する者に限る。）】による検査を行うこと。

(イ) 品質評価の数値化(見える化)に関する事【入札時評価点：●点】

別紙「仕様書」に定める自主検査の実施の都度、受託者より提案のあった測定対象がそれぞれ相違する測定機器(計●台)を活用し、清掃効果(清掃前及び清掃後の測定数値)を確認できる報告書を提出すること。

なお、提案のあった測定機器(臭気計を除く。)とは異なる測定機器を活用したい場合は、予め委託者の承認を得ること。

(4) 公平な待遇に関する事項

ア 従事者の平均支払賃金（時間給）に関する事【入札時評価点：●●点】

提案する業務の日常清掃作業に週 20 時間以上直接かつ恒常的に従事する者に支給する賃金（時間給相当額）について、平均○○○円/時以上を満たすこと。

※「賃金（時間給相当額）」とは、厚生労働省が示す「支給される賃金が最低賃金額以上かどうかを確認する方法」に基づき算出された 1 時間当たりの賃金をいう。

イ 健康診断の実施に関する事【入札時評価点：1 点】

提案する業務の日常清掃作業に直接かつ恒常的に従事する者には、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（労働安全衛生規則第 44 条）について、法令上の義務が無い場合にあっては、その受診できる場と機会を与えること。

(5) 研修体制に関する事項

ア 年 1 回以上の研修実施に関する事【入札時評価点：1 点】

履行期間中、清掃現場の従事者に対して、清掃業務に係る研修を年 1 回以上実施すること。

イ 研修の内容に関する事【入札時評価点：1 点】

上記アの研修について、厚生労働大臣の登録を受けた機関の主催又は当該機関の証明を受けるものであること。

ウ 実務研修に関する事【入札時評価点：1 点】

上記アの研修について、当該業務の履行場所現地で実務研修を実施するカリキュラムを含めること、又は上記アの研修とは別に当該業務の履行場所現地で実務研修を年 1 回以上実施すること。

(6) 企画提案事項の報告

受託者は上記(1)～(5)の履行状況について、別紙「特記仕様書に係る履行報告書（月報）」により、次の書類を添付して委託者に報告すること。

ア 上記(3)に関わる実施報告書

イ 上記(5)に関わる実施報告書並びに研修の日時及び内容が分かる資料、また、厚生労働大臣の登録を受けた機関主催の研修又は当該機関の証明を受ける研修の場合は修了証書若しくはその他の証明書の写し。

ウ その他

上記ア及びイに掲げるほか、受託者が入札の際履行期間中に実施する旨を企画提案した事項。なお、その内容に変更が生じたときは、その都度、変更後の内容を委託

者に報告すること。

注) 上記 1 に掲げる事項は、落札者の企画提案に応じて加筆し、又は削除する。

2 履行状況等を確認するための書類の提出

委託者は、履行検査の一環として、上記 1 に掲げた企画提案事項の履行状況及び必要に応じ労働者に関する労働社会保険諸法令の遵守状況を確認することができるものとし、受託者は、委託者からの求めに基づき、次のとおりこれに応ずるものとする。

(1) 確認の実施

確認が必要な場合は、原則として以下のスケジュールで行う。なお、委託者は、確認の実施を決定したときは、その旨受託者に通知するものとする。

＜確認スケジュール及び対象期間＞

第 1 回：令和 7 年 12 月（令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日分）

第 2 回：令和 8 年 12 月（令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日分）

第 3 回：令和 9 年 12 月（令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日分）

(2) 確認に係る関係書類・帳票等の整備

受託者は上記(1)の確認のため、仕様書に定めるもののほか、次に掲げる関係書類・帳票等を委託者が指定する期日までに提出すること。なお、提出にあたっては、月報等、業務履行検査時の提出書類との整合を十分に確認すること。

ア 雇用契約書（雇用条件書を含む。雇用契約締結時以降において、雇用条件等に変更があった場合、変更内容を記載し労働者に交付した「雇用条件（変更）通知書」の事業者控も含む。）

イ 賃金台帳（確認対象期間に係る賃金支給状況が確認できるもの）

ウ 就業規則

エ 出勤簿、シフト表（確認対象期間に係る出勤状況が確認できるもの）

オ 社会保険（雇用保険、厚生年金保険等）の加入状況が確認できる書類

カ 健康診断の受診日が確認できる書類（今後予定される場合はそのお知らせ文等）

キ 時間外・休日労働に関する協定書（36 協定）

ク 変形労働時間制に係る協定書（変則勤務の場合のみ）

(3) その他留意事項

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、派遣労働者を活用して当該業務に従事させる場合は、特記仕様の履行等に関し協力が得られるよう、派遣元等に対し必要な措置をとること。

3 企画提案事項が履行されないときの措置

(1) 委託者は、上記 1 に掲げる事項（以下「約定事項」という。）について、受託者が正当な理由なく履行しないときは、受託者に対し、是正をするよう指示することができる。この場合、委託者は文書により指示するものとする。

(2) 上記(1)の通知を受けた受託者は、速やかに改善に取り組むとともに、通知日より 30 日以内に改善状況を文書で委託者に報告しなければならない。

- (3) 委託者は、受託者が上記(1)の指示に従わない、又は約定事項の性質上、是正をすることができないことが明らかであると認めるときは、入札の際に評価項目の評価に係る審査結果により得られた評価点と、実際の履行内容をもとに算定した評価項目の評価点との差を算出し、その差の合算点を、委託者が認めた日から起算して1年間に開札を行う建物清掃業務に係る総合評価一般競争入札において、受託者における総合評価点から減ずるものとする。この場合、委託者は受託者に文書により通知するものとする。
- (4) 上記(3)は、受託者が事業協同組合等であるときは、当該事業協同組合等のすべての組合員にも適用し、当該事業協同組合等の組合員が単独で入札に参加する場合にも上記(3)の措置を行うものとする。
- (5) 上記(3)及び(4)の減点措置は、市長及び企業管理者が発注する建物清掃業務に係る総合評価一般競争入札のすべての案件について適用することとし、同号における「委託者」とは、市長及び企業管理者をいう。
- (6) 委託者は、上記(1)の指示を受けた受託者が、その指示に従わず、約定事項の履行の見込みがないと認めるときは、受託者に対し、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づき参加停止措置を行うことができる。
- (7) 委託者は、上記(6)の場合において、参加停止措置の有無にかかわらず、受託者に対し、請求金額から履行しない割合に相当する金額を減額することができる。
- (8) 委託者は、上記(1)の指示を受けた受託者が、その指示に従わず、約定事項の履行の見込みがないと認める場合であって、契約を継続し難い重大な事由があると認めるときは、契約を解除することができる。